

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第56号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、議案第56号 令和4年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長、吉津瑞穂君。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、議案第56号 令和4年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

令和4年度只見町の国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるということで、こちら歳入歳出予算の補正となっております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ563万6,000円を追加し、それぞれを4億3,518万2,000円とするものでございます。

表紙おめくりいただいて、歳入につきましては県支出金、県補助金ということで563万6,000円の増額です。

その裏側、2ページ目です。歳出ということで診療所費の総務費、医業費。そして予備費で563万6,000円の増額でございます。

続いて、5ページ目をご覧ください。歳入の県支出金、県補助金、衛生費県補助金でございます。内容につきましては新型コロナウイルスワクチン個別接種支援金ということで528万8,000円の増額で要求をさせていただいております。こちらは診療所で実施しました個別接種において、実績に応じて県から支援金がくるものでございます。こちらは前年度実施分も含まれております。その下、新型コロナウイルス感染症医療従事者支援事業補助金ということで34万8,000円の増額です。こちらは診療所の医師及び看護師がPCR検査等を実施した際に、検体採取をした場合に対しての特殊勤務手当に対しての補助金となります。合わせて563万6,000円の増額でございます。

続いて、裏側6ページ目です。歳出です。

診療所費の総務費、一般管理費、需要費の電気料として100万円の増額を要求しております。これにつきましては電気料の高騰によって、今後、不足が見込まれる分に対しての増額でございます。その下、工事請負費。こちらは施設維持補修工事ということで、今年度、診療所の駐車場の路面排水の工事を予定しております、一部、設計の仕様変更により増額するものでございます。変更の内容につきましては主に区画線の整備ということになります。その下、公課費の消費税については確定申告による増額でございます。

その下の段、診療所費、医業費でございます。こちらにある共済費につきましては一般会計同様に共済制度の改正による増額補正となっております。医科管理費の職員手当、超勤手当48万4,000円につきましては今後実施する予定となっておりますオミクロン株対応の接種に関して、主に看護師の超勤の手当でございます。共済費につきましては先ほど申したとおりでございます。委託料につきましては98万4,000円の増額ということで、こちら医師業務委託料となっておりますが、これ、看護師の超勤と同様に、これから実施予定のオミクロン株対応のワクチン接種に際して応援に来ていただく医師の委託料と、あと旅費相当分となっております。

歯科管理費の共済費につきましては先ほどの説明のとおりです。

差額については予備費で調整をさせていただきました。

8ページ以降は給与費明細となっておりますのでご覧ください。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

ここで、上着の脱衣を許可いたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第56号 令和4年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第57号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第57号 令和4年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第58号 令和4年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の補正。第1条でありますけれども、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,589万9,000円とするものであります。

1ページをご覧ください。歳入であります。国庫支出金、繰入金を補正いたしまして総額で96万1,000円とするものであります。

2ページをご覧ください。歳出であります。総務費、諸支出金、予備費を計上いたしまして、補正額96万1,000円とするものであります。

5ページをご覧ください。歳入であります。

国庫支出金であります。総務費補助金であります。介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金で12万1,000円を追加するものであります。

下にいきまして繰入金でありますけれども、一般会計繰入金、4目のその他一般会計繰入

金、事務費繰入金 25万6,000円。

下になりますが、低所得者保険料軽減繰入金。こちらは過年度分の繰入金で58万4,000円となっております。

6ページをご覧ください。歳出であります。

総務費、一般管理費でありますけれども、委託料で介護保険制度改正システム改修委託料8万8,000円。これは歳入を受けましての歳出でございます。

その中ほどになります総務費の介護認定審査会費でありますけれども、認定審査会共同設置負担金ということで21万2,000円。負担増による、負担金の増額によるものであります。

続いて、諸支出金でありますけれども、償還金といたしまして45万2,000円です。こちらのほう令和3年度の精算に関わるもの、記載の増減によりまして45万2,000円の計上となっております。

7ページにいきまして繰出金でありますけれども他会計繰出金、一般会計の繰出金、システム改修の総務費分ということで、歳入で受けました分で総務課のほうでまとめて改修をするということで、そちらのほうに7万7,000円の計上となっております。

予備費13万2,000円で調整をしております。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第57号 令和4年度只見町介護老人保健事業施設特別会計補正予算（第2号）は、
原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第58号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第58号 令和4年度只見町簡易水道特別
会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 議案第58号 令和4年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第
1号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の総額に歳入歳出それぞれ600万8,
000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億7,200万8,000円とするものです。

2項といたしまして、款項の区分ごとの歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正
のとおりとなります。

1ページにまいりまして、第1表でございますが、歳入、6款の繰入金、7款の繰越金、
それぞれ記載の金額を補正をいたしまして、総額合計で600万8,000円を補正するも
のです。

2ページ目にまいりまして歳出でございます。款の維持管理費、予備費を、記載の金額を
補正し、合計600万8,000円を補正をするものです。詳細については5ページ以降、
ご説明申し上げます。

5ページの歳入でございます。款の6、繰入金でございます。他会計繰入金といたしまし
て一般会計繰入金、事業費といたしまして、一般会計でも繰出金でご説明申し上げたところ
すけれども、消火栓の周辺の修繕費に係る繰入ということで220万円計上をさせていただ
いております。

2目の基金繰入金でございますが、370万円ということで、簡易水道事業基金繰入金から財源不足分の繰入をさせていただくものです。

款の7、繰越金でございます。10万8,000円補正をさせていただくものです。第1号補正ということで繰越金を計上してございます。

6ページにまいりまして歳出でございます。款の1、維持管理費。1目の水道総務費でございます。380万2,000円の補正をお願いするものでございますが、消費税の確定申告によりまして不足分380万2,000円を補正するものです。

1目の施設整備費です。220万円補正をさせていただくものですが、消火栓移設等工事ということで、消火栓周辺の漏水修繕ということで工事請負費、計上させていただいております。場所としては下福井地内でございます。

3の予備費、6,000円を増額し調整をさせていただいてございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第58号 令和4年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第59号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第59号 令和4年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第59号 令和4年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の総額に歳入歳出それぞれ84万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ3億1,884万7,000円とするものです。

2項といたしまして、款項の区分ごとの歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

1ページをお開きいただきたいと思います。こちら第1表になります。歳入といたしまして、款の5、繰入金、款の6、繰越金を、記載の金額を補正し、合計84万7,000円を補正をさせていただくものです。

2ページ目、歳出でございますが、款の1、総務費、款の4、予備費を、それぞれ記載の金額を補正をさせていただき、合計84万7,000円を補正させていただくものです。

5ページから詳細になります。歳入でございます。

款の5、繰入金、一般会計繰入金でございますが、こちらにつきましては不明水処理費といたしまして、歳出の総務費の増額に伴い、繰入ルールに基づきまして10パーセント分を不明水処理費として繰入をするものです。

款の6、繰越金でございます。68万7,000円を補正させていただいております。こちら第1号補正ということで繰越金の計上をさせていただきました。

6ページ目になります。こちらから歳出でございます。

款の1、総務費。1目の総務管理費でございます。消費税確定によりまして160万2,000円を補正をさせていただいたところ です。

款の4、予備費75万5,000円を減額し調整をさせていただいております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第59号 令和4年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎令和3年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚純一郎君） ここで、お諮りをいたします。

日程第5、認定第1号 令和3年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14、認定第10号 令和3年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、議長、議会推薦の監査委員を除く議員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認め、認定第1号から認定第10号については、議長、議会推薦の監査委員を除く議員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

それでは、決算特別委員会の正副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員の互選により決するとありますので特別委員会で互選をお願いいたします。

なお、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第8条第2項により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されておりますので、三瓶良一委員に臨時委員長をお願いいたします。

決算特別委員会の場所は本会議場といたします。

委員会の正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いをいたします。

お諮りをいたします。

当局より、決算資料の訂正の依頼がありましたので、許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認め、資料の差し替え並びに決算特別委員会正副委員長選任のため、暫時、休議します。

当局は暫時、退席を願います。

〔資料差し替え 当局退席〕

休憩 午前10時21分

再開 午前10時58分

○議長（大塚純一郎君） 皆さん、お揃いですので、時間前ですが開議します。

特別委員会の委員長に小沼信孝君、副委員長に矢沢明伸君が選任されましたのでご報告をいたします。

ここでお諮りをいたします。

ただ今、決算特別委員会に付託しました認定第1号から認定第10号については、会議規則第46条第1項の規定によって、9月15日までに審査を終了するよう期限をつけること

にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第10号については、9月15日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定しました。

審査を終了次第、委員長の責任において審査結果の報告書を作成し、議長に提出されるようお願いをいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎令和3年度只見町の健全化判断比率について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第15、報告第3号 令和3年度只見町の健全化判断比率について報告を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） それでは報告第3号 令和3年度只見町の健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり報告させていただきます。

おめくりをいただきまして、令和4年8月25日付で只見町代表監査委員から、令和3年度只見町財政健全化判断比率の審査結果についてということで報告をいただいた内容となります。

一枚おめくりをいただきまして裏面になります。

令和3年度財政健全化審査意見書でございます。

1としまして、審査の概要。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をされております。

2、審査の結果でございます。

（1）総合意見としまして、審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。ござい

す。実質公債費率で、令和3年度3.0、令和2年度3.0パーセント、比較増減ゼロとなっております。

個別意見でございます。①としまして、実質赤字比率について。令和3年度の実質赤字比率は、昨年に引き続き実績赤字額が生じていないため算出されない。②連結実質赤字比率についてでございますが、令和3年度の連結実質赤字比率は、昨年に引き続き連結実質赤字額が生じていないため算出されない。③でございます。実質公債費比率についてでございます。令和3年度の実質公債費比率は3.0パーセントとなっており、前年度と同数値で推移している。早期健全化基準の25パーセントと比較すると、これを下回っている。となっております。④将来負担比率についてでございますが、令和3年度の将来負担比率は、昨年に引き続き将来負担額が生じていないため算出されない。でございます。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はないということで報告をいただいております。

以上、ご報告申し上げます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎令和3年度只見町の資金不足比率について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第16、報告第4号 令和3年度只見町の資金不足比率について報告を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 報告第4号 令和3年度只見町の資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告をさせていただきます。

これにつきましても、令和4年8月25日付で只見町代表監査委員より報告をいただいているものでございます。

おめくりをいただきまして、令和3年度資金不足比率審査意見書ということで、審査の概要につきましても、この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をい

たきました。

2番、審査の結果。(1)総合意見ということで、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められてございます。

(2)の個別意見でございます。①資金不足比率について。令和3年度の各特別会計資金不足比率は、昨年に引き続き資金不足額が生じていないため算出されない。早期健全化基準の20.0パーセントと比較すると、良好な状態にあると認められるとしてございます。

(3)是正改正を要する事項として、特に特筆すべき事項はないということでご報告をいただいております。

以上、報告申し上げます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎株式会社社会津ただみ振興公社の経営状況について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第17、報告第5号 株式会社社会津ただみ振興公社の経営状況について報告を求めます。

観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） それでは、報告第5号 株式会社社会津ただみ振興公社の経営状況について報告をさせていただきます。

地方自治法243条の3第2項の規定によりまして報告をさせていただきます。

おめくりいただきまして、決算報告書表紙となっております。決算期第27期ということで令和3年4月1日から令和4年3月31日までの決算の報告でございます。

おめくりいただきまして裏面1ページでございます。

貸借対照表でございます。流動資産、現金及び預金から未収入金まで、合計をいたしまして3,863万9,703円でございます。固定資産でございますけれども、有形固定資産として構築物から工具器具備品、投資等といたしまして出資金、長期前払費用、合計しまして46万6,225円となりまして、資産の部の合計が3,910万5,928円となっております。

負債の部でございます。流動負債といたしまして買掛金から未払消費税まで、合計しまし

て3,301万7,809円となっております、負債の部の合計金額同額となっております。

純資産の部でございます。株主資本といたしまして資本金、また利益剰余金としての繰越利益剰余金、合計をいたしまして株主資本として608万8,119円となっております。純資産の部合計と同額でございます。

負債の部、純資産の部、合計額といたしまして3,910万5,928円となっております。

2ページ目のほうにまいりまして損益計算書でございます。

準売上高といたしまして、受託収入からスキー場売上、合計しまして6,376万1,912円となっております。売上原価といたしまして、機種棚卸から仕入高を合計しまして、期末の棚卸を差引をさせていただきます、売上原価合計といたしまして620万8,190円。差引をしまして売上総利益が5,755万3,722円となっております。

販売費及び一般管理費合計といたしまして6,583万9,239円となっております、差引しまして営業損失といたしまして828万5,517円となっております。

営業外収益といたしまして、受取利息割引料また雑収入、合計しまして103万759円となっております、差引しまして経常損失725万4,758円。特別利益といたしまして、前期の損益修正益4万9,000円を合計いたしまして、法人税等差引をしまして、最終の当期の損失としまして743万9,709円となっております。

おめくりをいただきまして3ページでございますが、先ほどの損益計算書の中での販売費及び一般管理費の内訳でございます。営業交通費から雑費まで、合計いたしまして6,583万9,239円となっております。

4ページでございますが、株主資本等変動計算書ということになっております。今回の当期の純損益金、純損失といたしまして743万9,709円調整をさせていただきます、純資産の部、当期末の残高608万8,119円となっております。

以上、報告をさせていただきます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第18、報告第6号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況について報告を求めます。

観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、報告第6号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況についてご報告をさせていただきます。

同じく地方自治法の規定によりましてご報告をさせていただきます。

おめくりをいただきまして表紙でございます。第24期、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの決算となっております。

さらにおめくりをいただきまして1ページ目でございます。貸借対照表でございます。

流動資産といたしまして、現金・預金から未収入金まで、合計をいたしまして6,220万5,846円となっております。固定資産といたしまして、有形固定資産、建物附属設備から工具器具備品まで、無形固定資産、電話加入権。投資その他の資産といたしまして、出資金からリサイクル預託金まで、合計をいたしまして固定資産203万2,919円となっております。資産の合計が6,423万8,765円となっております。

負債の部でございます。流動負債でございます。買掛金から仮受金まで、合計をいたしまして1,843万5,128円。固定負債といたしまして長期借入金6,000万円となっております。負債合計といたしまして7,843万5,128円となっております。

純資産の部でございます。株主資本といたしまして資本金と利益剰余金の相殺によりまして、マイナス1,419万6,363円。純資産合計、同額でございます。

負債・純資産の合計で6,423万8,765円となっております。

2ページ目でございます。損益計算書でございます。

準売上高といたしまして、宿泊売上から委託及び委託管理料、合計をいたしまして1億4,935万8,703円となっております。

売上原価といたしまして当期の宿泊の原価1億4,292万7,171円。差引をしまして、売上総利益といたしまして643万1,532円となっております。

販売費及び一般管理費5,012万9,983円となっておりますので、営業損失といたしまして4,369万8,451円となっております。

営業外収益といたしまして売上利息から雑収入まで合計いたしまして1,514万3,300円。

営業外費用といたしまして支払利息及び雑損失と合計いたしまして66万7,844円。こちらのほう差引をさせていただきまして経常損失として2,922万2,995円となっております。

特別利益、前期損益修正益256万9,503円と、法人税のほう増減をさせていただきまして、当期の純損失といたしまして2,683万8,492円となっております。

おめくりをいただきまして3ページでございますが、販売費及び一般管理費ということで、先ほどの損益計算書の中での販売費及び一般管理費の内訳でございます。人件費合計しまして2,616万3,313円。その他経費といたしまして、合計しまして2,396万6,670円。合計で5,012万9,983円となっております。

4ページ目が宿泊業原価報告書でございます。こちらも損益計算書のほうで合計金額はご説明をさせていただきました。内訳でございます。材料費といたしまして、合計3,224万4,235円。労務費といたしまして6,516万1,910円。宿泊業経費といたしまして合計4,552万1,026円となりまして、当期の宿泊業原価といたしまして1億4,292万7,171円となっております。

おめくりをいただきまして5ページ目でございます。株主資本等変動計画書でございます。資本金、当初、当期の期首の資本金4,320万円でございますが、利益剰余金、株主資本等々、増減をさせていただきまして、当期の変動、純資産の合計といたしまして当期の変動額、当期の損失、当期の純損失といたしましての2,683万8,492円を差引をさせていただきまして、1,499万6,363円のマイナスといったようなことでございます。

以上、報告をさせていただきます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見特産株式会社の経営状況について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第19、報告第7号 只見特産株式会社の経営状況について報告を求めます。

観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、報告第7号 只見特産株式会社の経営状況についてであります。

同じく地方自治法の規定によりまして報告をさせていただきます。

おめくりいただきまして1ページでございます。貸借対照表でございます。2月28日現在の貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産といたしまして現金・預金から貸倒引当金、合計をしまして8,272万4,010円でございます。固定資産につきましては有形固定資産といたしまして、建物から減価償却累計額、全てトータルをいたします。また、無形固定資産としての電話加入権。投資その他の資産としての出資金、積立金、全て合計をいたしまして固定資産といたしまして4,088万9,885円でございます。資産の合計といたしまして1億2,361万3,895円でございます。

負債の部でございます。流動負債といたしまして買掛金から未払消費税、合計いたしまして2,937万2,452円。固定負債といたしまして長期借入金、退職給付引当金、合計しまして1,932万8,043円でございます。負債合計といたしまして4,870万495円でございます。

純資産の部でございます。株主資本といたしまして資本金から受益剰余金、自己株式、差引をさせていただきます。株主資本7,491万3,400円でございます。純資産合計同額でございます。負債及び純資産の合計としまして1億2,361万3,895円でございます。

おめくりをいただきまして2ページ目でございます。損益計算書といたしまして令和3年3月1日から令和4年2月28日までの損益計算書でございます。

純売上高といたしまして売上高が1億7,853万7,850円でございます。売上原価、期首棚卸から仕入れ、そして期末の棚卸、増減をさせていただきます。合計で売上原価1億6,311万8,377円。

売上総利益が1,541万9,473円でございます。

販売費及び一般管理費2,998万7,464円でございます。差引しまして営業損失が1,456万7,991円ございました。

営業外収益といたしまして受取利息、雑収入、合計しまして1,101万2,228円。

営業外費用といたしまして、支払利息から雑損失、合計しまして40万5,701円。全体、差引させていただきます。経常損失といたしまして396万1,464円でございます。

特別利益といたしまして貸倒引当金の戻入益が18万8,339円。法人税、住民、事業税、18万5,000円の差引をさせていただきまして当期の純損失395万8,075円でございます。

3ページ目でございますが、販売費及び一般管理費でございます。人件費、合計で1,429万4,003円。経費合計で1,569万3,461円。合計といたしまして2,998万7,464円でございます。

おめくりいただきまして4ページ、製造原価報告書でございます。材料費、期首材料から仕入分、さらに期末の材料の棚卸を差引をさせていただきまして、合計9,186万195円。労務費につきましては賃金から福利厚生費、合計しまして3,616万7,342円。外注加工費といたしまして120万3,616円。製造経費といたしまして、動力費からリース料まで、合計3,343万384円でございます。当期の製造原価といたしまして1億6,266万1,537円でございます。

5ページ目、株主の資本等変動計算書でございます。当初の資本金7,019万円でございます。この中で利益剰余金、また自己資本等の調整を行いまして、純資産の合計、当期末の残高といたしましては7,491万3,400円でございます。

以上、報告をさせていただきます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎南会津地方土地開発公社の経営状況について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第20、報告第8号 南会津地方土地開発公社の経営状況について報告を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） では、報告第8号 南会津地方土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をさせていただきます。

おめくりください。まず南会津地方土地開発公社でございますが、福島県知事の認可によりまして、12月13日で解散ということになってございますので、ここでは12月13日までの、まず報告をさせていただきます。

資産の部でございます。現金・預金ということで、合わせまして723万809円となっ

てございます。資本の部ということで、内訳が資本金500万円、準備金としまして223万809円。で、合計が723万809円となっております。

損益計算書でございますが、一般管理費のほうで7万2,000円の支出で、事業外収益ということで287円、定期預金の利息を収入して、当期純損失が7万1,713円となっております。

2ページ目でございます。財産目録ということで、普通預金3万809円。定期預金が720万円。合わせまして723万809円となっております。

ちょっと飛びまして、4ページをご覧くださいと思います。ここからが清算に係る部分になります。12月14日以降の清算事務ということで、清算期間中におきまして収入が148円、定期利息でございます。支出については一般管理費、官報の広告料、法人県民税等ですね、の支出が16万2,319円ございました。差引が貸借対照表の最下段になりますが、706万8,638円となっております。

損益計算書、財産目録については記載のとおりでございます。

最終ページの剰余金計算書ということで右側でございます。出資金500万円に剰余金準備金としまして206万8,638円ございました。で、出資金につきましては、下段にありますそれぞれの町村の出資金で合計500万円となっております。その出資割合に応じまして準備金の206万8,638円を按分いたしまして、只見町におきましては出資金と合わせて137万8,384円の返還を受けているところでございます。

これにより南会津地方土地開発公社につきましては清算終了ということで業務を終了したところでございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 以上で、報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

上着の着衣を求めます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労様でした。

(午前 11時 24分)

